

広島県公立大学法人会計監査人業務 公募型プロポーザル説明書

1 趣旨

広島県公立大学法人は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項の規定に基づき、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書(以下、「財務諸表等」という。)について、会計監査人の監査を受けなければならないとされており、会計監査人については、法第 36 条の規定に基づき、設立団体の長が選任することとされていることから、会計監査人候補者を選定する公募型プロポーザルを行う。

2 業務概要

(1) 業務内容

法第 35 条第 1 項の規定に基づく財務諸表等についての監査の実施及び会計監査報告の作成

(2) 会計監査人の任期

知事が選任した日以後最初に終了する事業年度（令和 6 事業年度）の財務諸表について、法第 34 条第 1 項の規定に基づく知事の承認の日までとする。

ただし、法第 39 条の規定による解任等の特段の事情がない限り、令和 7 事業年度及び令和 8 事業年度についても、再任する方針とする。

(3) 提案見積額の上限額

期間中の各事業年度における提案見積額は、14,307 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和 6 年 5 月 24 日（金） 午後 5 時

(2) 公募型プロポーザル説明書等に対する質問書提出期限等

ア 提出期限

令和 6 年 6 月 3 日（月） 午後 3 時

イ 提出方法

持参、郵便等又は電子メールにより、下記(4)アに提出すること。

郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和 6 年 6 月 4 日（火）までに、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問について、公募型プロポーザル参加者全員に、電子メールにより回答する。

ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるもの及び軽微なものについては、質問者のみに回答する。

(4) 企画提案書の提出場所及び期限

ア 提出場所

広島県環境県民局高等教育担当

イ 提出期限

令和6年6月6日（木） 午後5時

ウ その他

- ① 作成に当たっては、「広島県公立大学法人会計監査人業務 企画提案書作成要領」を参照すること。
 - ② 企画提案書の再提出は、上記イの提出期限内に限り認める。
なお、企画提案書の部分的な差替えは認めない。
 - ③ 提案を取り下げる場合は、取下げ願い書を提出するものとする。
- (5) 企画提案書に関するプレゼンテーション、ヒアリングによる審査の実施

ア 第1次審査（書類審査）

企画提案書の提出が4件を超えた場合に、第1次審査を実施し、上位4者を選定する場合がある。
審査方法、評価基準等は、最優秀提案者決定の方法に準じる。

イ 第2次審査（プレゼンテーション）

- ① 日 時：令和6年6月10日（月）10時から16時までの間で別に指定する時間
 - ② 場 所：広島県庁舎内で別に指定する場所
 - ③ 出席者：審査会場の入室は3名までとし、主たる説明は、当該業務の総括責任予定者が行うものとする。
 - ④ 時 間：1提案者当たり30分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答15分以内）
 - ⑤ その他：プレゼンテーションは、提出した企画提案書により行うものとし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。提案者の希望があれば、プロジェクター、スクリーンは広島県で用意するが、パソコン等については提案者で用意すること。
なお、正当な理由なく、参加しなかった者の提案は辞退したものとして取り扱う。
- (6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について
- ア 公募型プロポーザル参加希望者は、申請書に監査法人等概要説明書を添付しなければならない。
- イ 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- イ 上記の通知を受けた者は、広島県環境県民局高等教育担当に対してその理由説明を求めることができる。
- ウ この説明を求める場合は、令和6年6月13日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- エ 上記に対する回答は、令和6年6月14日（金）までに、書面により行う。

(8) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 参加者の負担について

申請書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(10) 申請書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された申請書及び企画提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(11) 提出された企画提案書について

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

イ 企画提案書は、本業務受託候補者の選考以外には、企画提案書の提出者に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

- ① 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
- ② 最優秀提案者の企画提案書を公開する場合

4 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

5 添付書類

- 公告の写し
- 企画提案書作成要領
- 評価基準
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 監査法人等概要説明書の様式
- 公募型プロポーザル説明書等に対する質問書の様式
- 企画提案書届出の様式
- 取下げ願い書の様式

【問い合わせ先】

広島県環境県民局高等教育担当 担当：中原

電話：082-513-2752（ダイヤルイン）

メールアドレス：daigakukyoku@pref.hiroshima.jp